狭山市告示第241号

公　示　送　達　書

令和8年11月6日

下記の書類は、当市総務部市民税課に保管してありますから出頭のうえ受領してください。
地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

狭山市長　　小谷野　　剛

書類の送達を受けるべき者	住所	埼玉県狭山市柏原3番地の21
	氏名	合同会社　デラトーレ
送達する書類名	令和8年度　軽自動車税更正通知書	

（注意）
地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。